

こちらは支給のお知らせの見本になります



鹿児島県肝属郡肝付町長
永野 和行



1

調整給付金(不足額給付分)(※)支給のお知らせ

※調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得控除額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の全額額を基礎として1万円単位で切り上げて算出した額を支給したものです。

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給いたします。

本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、原則として申請等の手続きは必要ありません。

支 給 方 法 口座
支 給 日 令和7年〇月〇日（例）
支 給 口 座
支 給 額 3 万円

調整給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和7年 所要額	令和6年分 所得税 控除不足額 (①)	令和6年度分 住民税所得割 控除不足額 (②)	控除不足額計 (③) (①+②)
	60,000円	0円	60,000円
			令和7年所要額(④) 6万円
注)「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。(上記③を1万円単位に切上げ)			
支給額	令和7年 所要額 (④)	調整給付金(当初給付分) 支給額(令和6年) 注	調整給付金(不足額給付分) 支給額
	6万円	3万円	3万円
注)調整給付金(当初給付分)の受給期限があった場合等は、「支給所要額」を記載しています。			

下記のいずれかに該当する場合は、令和〇年〇月〇日（〇）までに下記お問い合わせ先までご連絡ください。必要書類を送付いたします。

ご連絡がない場合は、支給内容・支給に同意したものとみなします。

- 本給付金を受給しない場合
- 振込口座を変更する場合
- 各数値について重大な相違を認める場合

オンライン申請について（振込口座の変更）

オンライン申請については、以下のQRコードを読み取っていただくことで、簡単に行うことができます。お手持ちのスマートフォン等のカメラでQRコードを読み取り、表示されたリンクから申請フォームにお進みください。

【注意事项】



本人情報確認のため、左上部記載に記載してある数字(5桁)を半角数字で入力してください。詳しくは、オンライン申請フォームに申請者情報の確認方法がありますので、ご確認ください。

※オンライン申請には、Googleアカウントが必要となります。

【お問い合わせ先】

〒893-1207

鹿児島県肝属郡肝付町新富98番地

肝付町役場 税務課 賦課係 不足額給付担当

TEL : 0994-65-8414

◆不足額給付について詳しくは、給付金・定額減税一体措置、肝付町ホームページもご覧ください◆



▲町HP（不足額給付について）



▲給付金・定額減税一体措置



▲町HP（定額減税について）